

## 空き家の改善事例

### 勧告に伴い所有者が解体

- 鉄骨造2階建
- 店舗併用住宅
- 延べ面積 約210㎡



(登記に記載の所有者は既に亡くなり、複数の相続人が県外複数県に分散して居住)

- ▼平成25年9月18日～相談を受け対応開始
- ▼改善依頼を繰り返すが改善されず
- ▼平成28年10月14日～**特定空家等**に認定
- ▼平成29年4月28日～指導
- ▼12月18日～**勧告** 翌年度以降の土地の税額アップ
- ▼平成30年8月17日 解体工事の届け出
- ▼9月18日 解体を確認

- 改善が進まないことから、段階的に法に基づく措置
- 勧告の段階でようやく解体に向けた相談あり
- 平成30年6月には市役所で、所有者同士の調整を含め、解体に関する具体的な話し合いを実施

**解体に至った理由** 土地の固定資産税等が大きくなり増加したことから、相続人同士で話し合い、土地を売却するために解体実施を決定

### 行政代執行の準備に入った段階で所有者が解体

- 木造平屋建
- 住宅
- 延べ面積 約55㎡



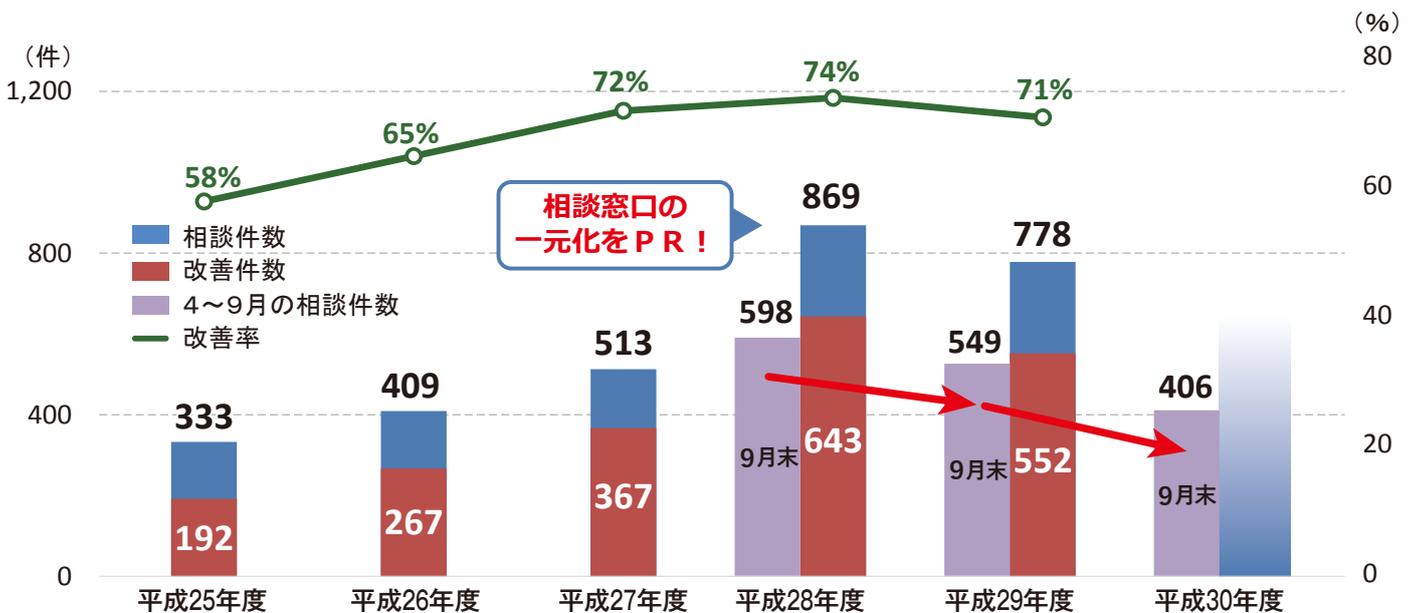
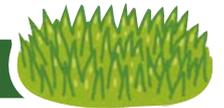
(所有者は市外在住の高齢者)

- ▼平成25年9月17日～相談を受け対応開始
- ▼改善依頼を繰り返すが改善されず
- ▼平成27年9月8日～**特定空家等**に認定
- ▼平成28年1月5日～指導
- ▼平成29年3月8日～**勧告** 翌年度以降の土地の税額アップ
- ▼平成30年5月8日 **命令**の事前通知
- ▼6月18日 解体工事に着手
- ▼6月25日 解体を確認

- 解体までに自宅(市外)への訪問20回、市役所での話し合い9回を実施
- 繰り返し粘り強く対応をするとともに、改善が進まないことから、段階的に法に基づく措置

**解体に至った理由** 命令の事前通知を行うとともに、行政代執行の実施を示唆したことから、所有者自らが解体を実施

## 空き地の対応状況



空き地の問題は草木の繁茂がほとんどです。4月から10月にかけて草木はよく成長し、また刈り取っても放置すればすぐに繁茂することから、毎年問題が生じます。このことから、所有者等に空き地の適正な管理意識を持ってもらうことが重

要です。近隣住民が草木の繁茂に困っている実情を繰り返し伝え、所有者に対して丁寧な指導を継続してきたことから相談件数は減少傾向にあり、改善率は70%以上で推移しています。今後も、さらに迷惑な空き地の改善に取り組みます。